

第3章 東近江市の文化財の保存と活用の方針

1 文化財の保存と活用の基本方針

文化財の保存と活用は互いに密接な関わりを持つ。文化財はより良い状態で次世代へと受け継いでいかなければならず、そのためには文化財に関する知識や保存・修理の技術、伝統技能継承者の育成、文化財に使用する材料や用具の確保が必要となる。また、文化財を積極的に活用することによってその価値が人々に広く認知され、より一層の文化財保存の機運を高めることができる。

前章で挙げた文化財の保存と活用の現状と課題を参考に、本市の文化財の保存と活用のための基本方針を以下の3点に定める。

(1) 文化財の周辺環境を含めた一体的な保存活用

文化財を単体としてではなく、その周辺の景観や環境、文化と一体のものとして捉え、総合的な文化財の把握と保存活用に努める。そのため、文化財の地元活用を基本とし、地域住民や郷土史研究団体、関連するNPOなどの団体と連携し、地域に密着した文化財の活用のアイデアを募り、様々な立場からの意見を基に協議を行う。実行に際しては、それぞれの役割を明確にして計画立案、実行、成果の確認を一連の流れとする。

(2) 文化財を継承するための支援制度の確立

ア 人的な継承支援

教育機関との連携により、子どもや若者が地域の文化財に親しみ地域の伝統行事に関わる機会を増やし、郷土への愛着を喚起するとともに、文化財そのものへの関心を高める活動の支援を行う。また、生涯学習の場を利用し、活動の担い手となる人材の育成を図る。

イ 技術的な継承支援

現存する文化財関連技術や現行の伝統行事を正確に記録し、地域を越えて情報を共有しあえる環境をつくる。また、ヒノキやアシ(ヨシ)など文化財の継承に必要な材料で特に減少していく可能性が高いものについては計画的に育成、栽培を図り、代替となる入手先の確保にも努める。

(3) テーマに基づく広域的な文化財の保存活用

地域住民を巻き込んだ文化財の保存活用を展開するためには、文化財をより身近なものに感じられるようになるための取組が必要である。そのため、文化財を周辺の景観と一体のものとして捉え、テーマに基づいた関連文化財群として分かりやすく提示する。そして、世代に合わせた方法と表現によって、子どもから高齢者まで幅広い理解が得られるよう配慮する。

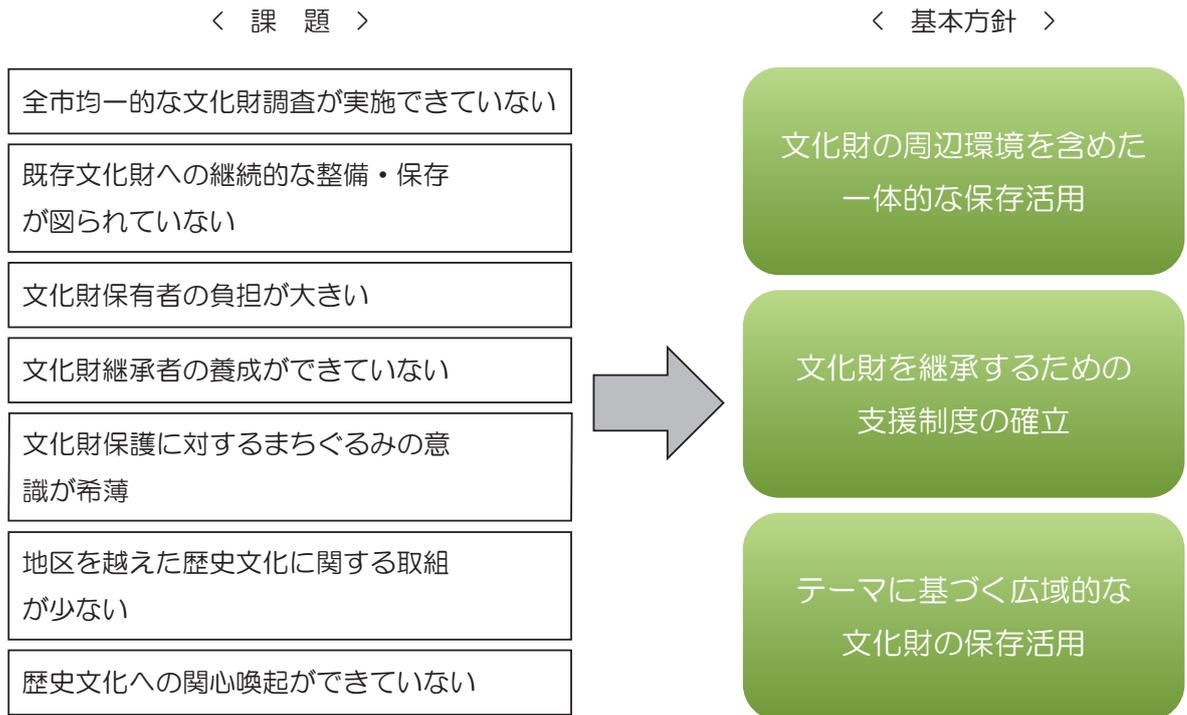


図 3-1 文化財の保存と活用の基本方針

2 文化財の保存と活用の体制

文化財は地域の人々がその大切さに気づき、地域社会の中で保存と活用を行うことが重要である。そのためには、地域社会の連携や協力体制が不可欠であり、文化財を継承するための技術や技能の継承、保存のために必要な材料の確保や継承者の育成を考慮した体制整備が必要である。また、より多くの人に文化財が認知されることは、新たな文化財の発見や既知の文化財の価値の再発見にもつながる。地域住民が積極的に参加して文化財を守り、伝えることができる体制を整えるために、地域住民を中心に民間団体やNPOなどの連携を検討するとともに、人材育成という観点から地域の小学校から大学、生涯学習の場までを視野に入れた計画を立てる必要がある。



金堂まちなみ保存交流館開館式



鋳物師資料見学の様子

3 文化財の防災の基本方針

市域には多くの文化財が残されているが、多発する自然災害に備え、未指定文化財を含む幅広い文化財を守り、後世に継承していくための方策が必要である。「東近江市地域防災計画」（平成25年3月策定）と連携し、住民自らが地域の文化財の防災を担える仕組みをつくるための基本方針を示す。

(1) 現状の把握

ア 火災

住宅が密集する集落部の防火対策は喫緊の課題であり、現在、自治会を単位とした自主防災組織の設置が進められている。伝統的な建造物が建ち並ぶ五個荘金堂伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という。）では独自の防災計画を策定しており、地域の実情に沿った防災計画が必要となる。

イ 自然災害

河川流域や琵琶湖周辺部では、大雨による洪水・浸水被害は深刻である。明治29年（1896年）の水害では、能登川地区で3メートルを超える浸水位を記録している。治水対策が進んだ今日でも、台風によって堤防が決壊するなど大きな被害を受けており、早急な対策が必要となる。

また、本市に大きな影響を与えられている鈴鹿西縁断層帯地震では、市域の大半が震度6以上と想定され、平野部では家屋の倒壊が、山間部では土砂災害が、湖辺部を中心に液状化現象が想定されている。

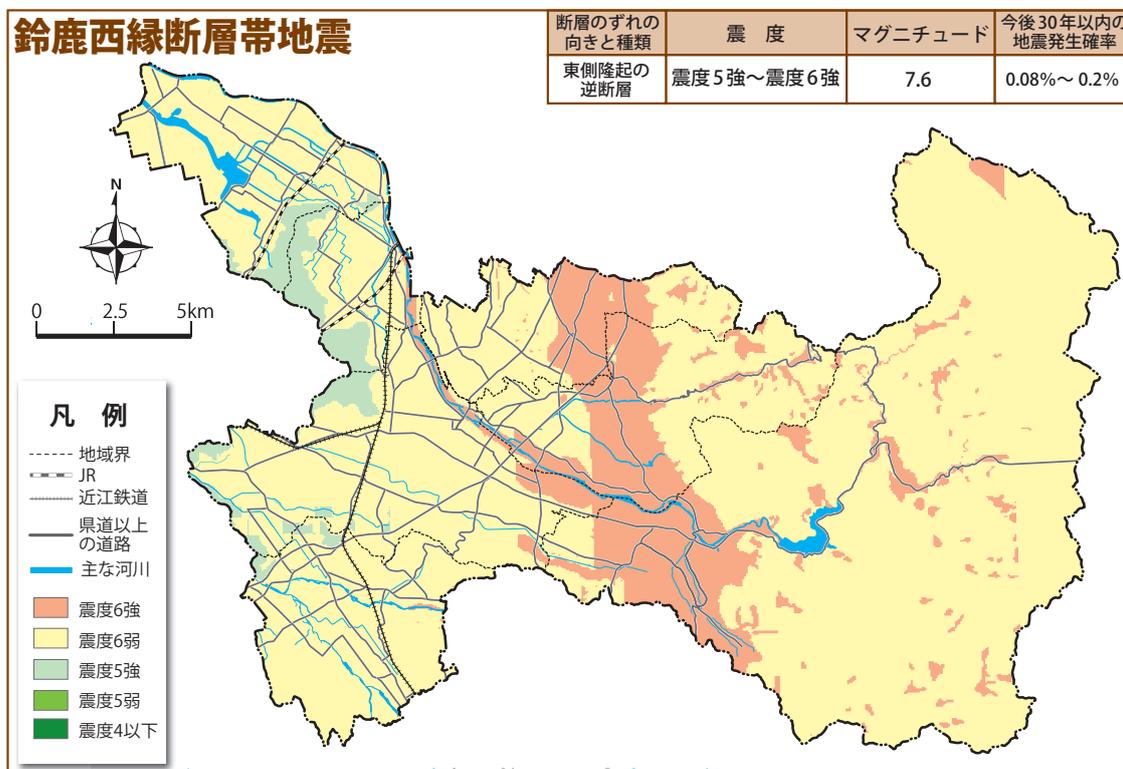


図3-2 鈴鹿西縁断層帯地震（東近江市防災マップより）

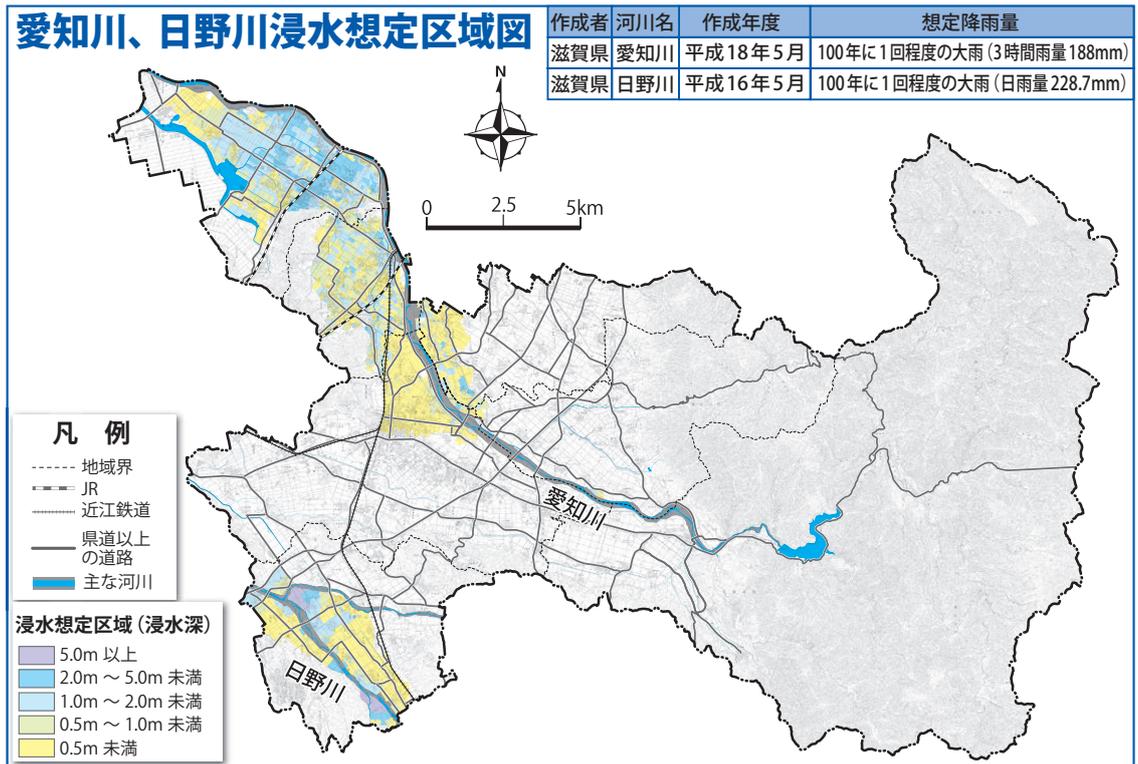


図3-3 愛知川、日野川浸水想定区域図(東近江市防災マップより)

ウ 盗難・破損など

近年、無住寺院で未指定文化財の盗難事件が頻発しており、窃盗に対する注意が必要である。指定文化財については調査によってその特徴が記録されているが、未指定文化財については台帳の整備が行き届いておらず、窃盗時の発見が遅れる場合がある。また、地蔵や狛犬などの窃盗が全国的に発生しており、屋外に置かれている文化財については特に注意が必要である。さらに、文化財を汚す事件も起きており、無人となりがちな寺社の防犯のあり方について、行政と市民が協力して対応する必要がある。

(2) 対策

ア 防火

文化財指定を受けた建物付近における焚き火や喫煙制限についての周知を図り、失火防止に努める。また、指定文化財の所有者や管理者に向けては、自動火災報知機や消火器などの消火設備や、防火壁などの防火設備の整備を促す。非常時に消火設備の使用が適切に行われ、かつ消防機関への迅速な通報が可能となるよう、文化財を意識した防火訓練を実施する。



消防訓練の様子

イ 防災

本構想の基本資料である文化財データベース及び過去の風水害や震災の被害状況などを基に、文化財防災マップを作成する。行政、地域住民、文化財所有者間で情報を共有し、役割分担について話し合うなど、具体的な防災、減災活動を展開する。

また、老朽化が進む文化財建造物に対しては専門家による耐震診断を促し、耐震工事が必要と判断されたものについては個別に対応していく。直ちに耐震工事が施せない文化財には立ち入りを制限するなどの安全確保を行い、早急に対応策を検討する。

ウ 防犯

指定文化財については、その特徴や写真による情報が明確であるため、窃盗などにあっても早急な対応をとることができるが、未指定文化財はこれらの情報が整備されていないため、被害時における対応の遅れにつながっている。そのため、文化財の最新の状況を記録するとともに、文化財の防犯に努めることが重要である。防犯設備が十分でない文化財に対しては設備の充実、更新を促し、それ以外の文化財についても地域住民による巡視が行われるよう対策を講ずる。

(3) 文化財愛護思想の普及

文化財保護週間や文化財防火デー、地域の防災訓練の機会などを捉えて、市民に文化財愛護の思想を広めるための啓発活動を積極的に展開する。とりわけ、次世代を担う青少年層への積極的な働きかけは重要であり、学校などの教育機関において、文化財を歴史の学習教材として扱うとともに、地域で大切に守り育てるものであることを意識づけることが必要である。